

小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出に関する契約書

小牧市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により小牧市スポーツ公園総合体育館内広告の掲出に関する契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、小牧市スポーツ公園総合体育館エントランスホール内柱面を広告掲出面として提供し、乙に広告を掲出させるものとする。

2 乙は、この契約書のほか、小牧市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領（以下「要領」という。）及び小牧市スポーツ公園総合体育館内広告取扱者募集要項（以下「要項」という。）に定めるところに従い、前項に規定する広告の掲出を行わなければならない。

（広告掲出物件の用途）

第3条 乙は、前条に規定する広告掲出面を広告掲出のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は継承させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（広告掲出期間）

第5条 広告掲出の契約期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（都市公園における行為の許可）

第6条 乙は、小牧市スポーツ公園総合体育館エントランスホール内柱面を広告掲出面として使用するにあたり、使用する年度ごとにあらかじめ小牧市都市公園条例第2条の規定に基づく都市公園における行為の許可を受けなければならない。

（契約金額）

第7条 契約金額は、前条の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料（要領第11条第1項の広告掲出料をいう。）を合算した月額〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 乙は、前項の都市公園における行為の許可に係る使用料及び広告掲出料を年度ごとに甲の発行する納入通知書により甲が指定する期日までに納入しなければならない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、必要があると認めたとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定期日までに納入されるべき使用料が納入されないとき。
- (2) 契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

3 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害が生ずることがあつても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(広告内容の責任)

第9条 乙は、甲に対し、乙が作成した広告が法令等に違反しないこと、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。

2 甲が乙の作成した広告を掲出したことにより、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理しなければならない。

(広告の作成等)

第10条 広告は、乙の責任及び負担で作成する。

2 乙は、作成した広告を、当該広告を掲出しようとする日から起算して30日前までに甲に提出し、広告の内容等について甲の審査を受け、甲の承認を受けなければ、掲出してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、甲から広告の内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告の掲出及び撤去等)

第11条 広告の掲出及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の掲出及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(広告の維持管理)

第12条 掲出中の広告は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(広告内容等の変更)

第13条 乙は、掲出中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、第10条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において「掲出」とあるのは「変更」と読み替えるものとする。

(広告の内容等に対する修正等の指示)

第14条 甲は、掲示中の広告の内容等が、要綱、要領及び要項の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して当該広告の内容等の修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、広告の内容等の修正等をしたことにより損害が生ずることがあつて

も、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に関して疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、要綱、要領及び要項の定めによるものとし、これらの記載のない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市
代表者 小牧市長 山下 史守朗 印

乙 住所
氏名
名称及び
代表者名 印

仕様書

- 1 広告を掲出することができる位置及び面積
小牧市スポーツ公園総合体育館エントランスホール内柱面
(詳細は別添のとおり)
- 2 広告の規格
柱1本(4面)につき

縦 約3,300mm以内×横 約600mm以内 (外寸)	2面
縦 約3,300mm以内×横 約800mm以内 (外寸)	2面
- 3 広告の数量
柱3本以内
- 4 業務内容
乙は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 広告掲出のため柱面使用に際し、都市公園内行為許可申請書の提出
 - (2) 掲出する広告の募集
 - (3) 作成した広告を、掲出の30日前までに市に提出
 - (4) 広告主の同意書の提出
 - (5) 広告の掲出・取り外し及び維持管理
 - (6) 掲出に係る年間スケジュール管理
 - (7) 掲出に係るトラブル対応
- 5 遵守事項
小牧市広告掲載要綱、小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領、小牧市スポーツ公園総合体育館内広告取扱者募集要項及び仕様書を了承のうえ履行すること。
広告主に滞納がないこと。
- 6 掲出に適しない広告
小牧市広告掲載要綱のとおり
- 7 その他
この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。